

令和元年10月24日に受理した住民監査請求について、地方自治法第24条第4項の規定により監査を行った結果を下記のとおり公表します。

令和元年12月5日

川西町監査委員 西田 亜希子
同 監査委員 福西 広理

記

第1 監査の請求

1 請求人

川西町大字結崎589番地の40 生田 實

2 請求書の提出

令和元年10月2日

3 請求の内容

本件請求人（以下、「請求人」と言う。）が提出した住民監査請求書に記載されている事項及び添付された事実証明書並びに請求人の意見陳述から、主張事実及び監査請求の要旨は、次の（1）及び（2）のとおりと解される。

（1）主張事実の要旨

川西町水道事業会計における水道料金について、それぞれ次のような滞納に係る怠る事実がある。

① 水栓番号 000956-003 である者の水道料金に関して

H14年度分として24,080円（原文ママ・正確には32,220円）、
H15年度分として83,160円の合計115,380円の滞納について

- ・上記の滞納債権を、不納欠損処理し議会に債権放棄の報告を行っている。
- ・川西町債権管理条例施行規則で定める債権発生原因、督促状況、監理に係る経緯等が示されていない。

- ② 水栓番号 000766-005 である者の水道料金に関して
- ・ H16 年度分として 21, 470 円、H17 年度分として 81, 750 円、H18 年度分として 28, 650 円、H19 年度分として 9, 690 円の合計 141, 560 円の滞納について
 - ・ 上記の滞納債権を、不納欠損処理し議会に債権放棄の報告を行っている。
 - ・ 川西町債権管理条例施行規則で定める債権発生原因、督促状況、監理に係る経緯等が示されていない。
- ③ 水栓番号 000888-002 である者の水道料金に関して
- ・ H17 年度分として 33, 860 円、H18 年度分として 77, 600 円、H19 年度分として 72, 600 円、H20 年度分として 55, 400 円、H21 年度分として 46, 450 円、H22 年度分として 44, 270 円、H23 年度分として 53, 280 円、H24 年度分として 47, 230 円、H25 年度分として 13, 590 円の合計 444, 280 円の滞納について
 - ・ 上記の滞納債権を、不納欠損処理し議会に債権放棄の報告を行っている。
 - ・ 川西町債権管理条例施行規則で定める債権発生原因、督促状況、監理に係る経緯等が示されていない。
- ・ 滞納整理個票に平成 24 年 9 月までの記録がない。また、債権保存行為もないことは怠る事実である。

(2) 措置請求の要旨

- ① 上記 (1) ①～③の不納欠損額の上水道会計への損害の賠償を竹村匡正町長に求める。
- ② 竹村匡正町長に水栓番号 000888-002 の者の滞納状況 H25.9.6 付けの滞納交渉記録について釈明するよう求める。

(3) 事実を証する書面

地方自治法 242 条第 1 項に規定する事実を証する書面として、以下が、当該監査請求書に添付して提出された。

- ① 平成 31 年 3 月 31 日起案の水道料金 (上水) 過年度分の債権放棄について (伺い) 起案書の一部の写し (令和元年 9 月 情報公開開示文書)

- ② 平成25年川西町議会第1回定例会会議録 6頁写し
- ③ 平成24年川西町議会第4回定例会会議録 6頁写し

4 要件審査

(1) 監査請求の対象行為について

請求人が主張している前述の事実の一部については、公金の徴収に関する怠る行為であるので、地方自治法（以下「法」と言う）第242条第1項に規定する財務会計上の行為に該当する。

(2) 措置請求について

請求人が主張している前述の事実により発生した損害の補填を請求しているものである。

(3) 請求期間

請求人が指摘している財務会計上の行為は、平成31年3月31日付けでなされた水道料金に係る不納欠損処理及び本件請求日現在の滞納に至るまでの徴収に関する行為であるので、法第242条第2項に規定される期間内を対象とするものである。

(4) 請求の受理

以上から、本件請求の一部は、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和元年10月24日に受理することを決定した。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年11月1日に請求人による陳述の聴取を実施した。

陳述については、令和元年10月2日に提出された住民監査請求書の内容に関して行われたが、監査請求書の範囲を超えるものがあつた。また、新たな証拠として、H30年度、水道事業会計の決算書の貸借対照表（BS）の一部及びH28～H30年度の同決算書の水道事業報告書の数値を比較したもの（請求人の作成）その他に請求人がコピーしたものがあつたが、今回の当該水道料金の怠る行為に基づく不納欠損の損害賠償請求との関連性が明確でないため採択しないものとする。

2 監査対象事項

本件請求に係る監査対象事項は、請求人が主張する事実の一部及びその事実による損害の有無についてと特定される。

3 監査対象部局

川西町水道事業・事業課

第3 監査の結果

1 事実関係の確認及び監査対象部局からの事情聴取等

本件請求書に指摘のあった各事項について、監査対象部局の職員から本件請求に関する事情を聴取するとともに、料金システムによる帳票等の説明を求め、これに基づき不納欠損処理などの財務会計上の行為等の確認を行い、監査を実施した。

2 監査の方針

監査の請求期間については、財産の管理を怠る事実に係る実体法上の請求権が除斥期間の経過により消滅するなどして怠る事実が終わった場合には、継続的な財務会計上の行為の終わった日から1年を経過したときはこれを対象とする監査請求をすることができないのと同様に、怠る事実の終わった日から1年を経過したときはこれを対象とする監査請求をすることはできないと解するのが相当である（最高裁 平成17年（行ヒ）第341号・平成19年4月24日第3小法廷判決）ので、本案件についても怠る行為についての監査請求であることから、本件の請求期間についても、当然適用される。よって、本件請求の対象案件について、請求日から1年を遡る平成30年10月2日以降に請求権が消滅したかどうかを検証し、その間に終わったものに関して怠る事実の有無を監査するものとする。

また、当該請求人が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行っていないかどうか（最高裁昭和57年（行ツ）第164号・昭和62年2月20日判決）についても確認するものとする。

事実確認及び判断については、主張事実で挙げられた水栓番号000956-003・000766-005・000888-002の3件について行うものとする。

加えて、今回の監査事案については水道料金であり私債権であることを考慮し、滞納案件に係る怠る事実の有無について監査するものとする。

3 事実確認

① 水栓番号 000956-003 である者の水道料金に関して

当該債権については、水道料金債権が私法上の債権である（最高裁判決・平成15年10月10日）ため消滅時効が完成しても、債務者からの時効の援用の申し立てがなかったことより時効完成後も請求を行っていた。しかし、当該滞納者は平成30年に破産宣告を行い、同年7月9日に同時廃止の決定をうけて破産法第253条第1項によって免責されていたことが同年7月25日に官報から判明し、そのことにより、平成31年3月31日に川西町債権管理条例・第11条第1項第2号に基づき当該債権を放棄し、会計処理上の不納欠損を行ったものである。

② 水栓番号 000766-005 である者の水道料金に関して

当該債権については、町内での転居により水栓番号が異なるもので、①と同一滞納者であり同様の理由による債権放棄・会計処理上の不納欠損を行ったものである。

③ 水栓番号 000888-002 である者の水道料金に関して

当該債権についても、再度の転居により水栓番号が異なるもので、①と同一滞納者であり同様の理由による債権放棄・会計処理上の不納欠損を行ったものである。

当該請求人は、平成24年12月7日付け（「第1監査請求」という。以下同じ。）及び平成25年5月28日付け（「第2監査請求」という。以下同じ。）で、水道料金の徴収に係る怠る事実を以て、監査請求を行っている。加えて、当該請求人は第2監査請求の結果に対して訴訟（平成25年（行ウ）第22号水道料金管理に係る損害賠償請求事件）を行い、平成26年3月11日判決（確定）において、「第1監査請求は、少なくとも平成18年度乃至平成19年度以降における上水道債権について、上田直朗及び町職員が強制執行等の管理を怠っている違法がある旨を摘示し、これに対する監査を行うよう求めていることが明らかである。（原文ママ）」であり、「第2監査請求は、（省略）、かつ、平成22年2月分以前の上水道債権に関して生じた損害を賠償することを求める部分については請求期間を徒過したのものとしても不適法であるから、・・・（原文ママ）・・・」である判断をしている。ここで今回の監査請求の主張事実を見ると請求人は概ね平成14年から平成25年までの水栓番号000956-003・000766-005・000888-002の3件の水道料金の滞納分についての怠る事実について言及しているものである。

このことから前述の第1監査請求及び第2監査請求に係る奈良地裁の判断に基づけば、今回の請求人の主張事実の内、平成22年2月分までの水道料金については、同一の怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行っていること及び請求期間を徒過したものとなり、監査請求としては不適法であ

る。

また、平成 22 年 3 月分以降の毎月の水道料金については、翌月に督促通知書を発送していることが、通知の起案文書及び平成 22 年度当時に水道課に在職していた職員への事務処理手続等についての事情聴取から確認された。

4 監査委員の判断

以上、監査の実施により確認された事実関係に基づき、本件請求に対して次のように判断する。

水栓番号 000956-003・000766-005・000888-002 の 3 件に係る平成 22 年 2 月分までの水道料金については、当該住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないこと及び同一の財務会計上の行為又は怠る事実に対して、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合であっても監査請求が別個になるものではないことから却下されるべきものである。

従って、平成 22 年 3 月分以降の水道料金滞納分に関して怠る事実の有無を監査したところである。

請求人は平成 22 年 3 月分から同 24 年 8 月における滞納管理台帳の不存・平成 30 年 8 月に至るまでの分納誓約の未順守・給水停止の未実行・債権の放棄・不納欠損の遅滞などを以て、徴収に係る怠る事実に当たる旨を主張している。

しかし、その当時においてもシステム（旧システム・COKAS-R/AD）において収納の管理を行い、未収納分については毎月督促状を発送するなど管理を行っている。

また、平成 25 年 9 月 20 日付けの分納誓約に関しても、現年度分の水道料金については滞納なく支払う旨を指導したうえで、過年度滞納分（平成 22 年 3 月分以降の水道料金滞納分が含まれる。）について誓約を交わしたもので、これに関しては現年度分については平成 28 年 3 月調定分までは滞納がなく、かつ過年度の滞納分 1,030,450 円の当該誓約に対して 329,230 円の納付が行われている。この過年度分の納付状況の悪化を見て、預貯金等の財産調査も行っている。

次に、給水停止についてであるが、給水停止は滞納料金の支払いを行わせるための一つの手段であって、給水を停止することが目的ではない。従って、前述のように滞納の一部は解消されていることを考えれば、給水停止の実施の有無を以て、怠る事実があるとは言えない。

因みに、当該滞納者は事業課の記録からでは平成 28 年 5 月 23 日には居

所不明状態であり、それ以降の納付が途絶えたこともあり平成 28 年 10 月 18 日は、給水停止を実行している。

続いて、債権放棄に至る過程であるが先述したように当該滞納者は居所不明の状況にあり、住民登録についても平成 29 年 2 月 15 日に住民保険課が職権で消除している。また、その時点では、本請求の監査対象部局である事業課が財産調査を行うが、換価できる財産の把握には至っていない状況にあった。そして当該課が当該滞納者に係る同時廃止の決定書または免責決定を知るのは平成 30 年 8 月 1 日に官報で確認することになるものである。しかし、同時廃止の決定書または免責通知については、同人の本籍地及び居住地に通知されるものであり、住民登録が消除されている状況では当該課が知りえる状況にあったとは言えない。

このようなことから当該課が当該滞納者の破産に至るまで徒に滞納債権を放置していたということには当たらない。

またこの破産案件は、奈良地方裁判所葛城支部において同時廃止のうえ免責となっている案件なので、当該滞納者には資産がない状況にあったと当該課が判断することは妥当である。また、免責については破産法によって裁判所が、その時点での破産者の債権すべてについて債権請求の権利行使の実効性を失わせる行為であるので、その時点までの上水道料金の滞納額について債権を放棄し、不納欠損処理することは川西町債権管理条例第 11 条第 1 項第 2 号に該当し妥当であると考えられる。

更に、不納欠損処理であるが、一般に不納欠損処理は会計上の行為に過ぎず、不納欠損自体と同様に、この処理の遅速で不法行為に問われるものではない。

以上のことを考え合わせると、当該監査対象期間中の滞納分の徴収について怠る事実があったとは言えない。

最後に、本滞納案件についての「釈明」についてであるが、地方自治法第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求は住民に対し、当該地方公共団体の執行機関または職員による一定の具体的な財務会計上の行為または怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置を監査委員に請求する権能を求めたものであって、請求人の求める「釈明」は財務会計上必要な措置とは認められず、加えて当該請求は、普通地方公共団体の事務全般を監督することを求めるための制度ではない。従って、監査の対象とはしない。

5 結論

以上から、(1) 主張事実の要旨①及び②並びに③の平成 22 年 2 月分までは却下し、それ以外に挙げられた滞納案件に係る不納欠損額または滞納額について、町長・竹村匡正に対して損害賠償を求める請求人の主張には理由がないものと判断し、本請求は棄却する。

6 その他

請求人の陳述について付言するに、陳述は、請求記載事項を補足し、これに関する証拠に当たるものである。監査請求は請求書に基づいて行われなければならないので、請求書記載事項の範囲を超えてなされた陳述は、これを採用することができない。（「地方監査実務提要・株式会社ぎょうせい」）その旨付言する。また、陳述に監査請求と思しき記載が見受けられるが、これを請求と扱うことはできない。

しかしながら、本監査実施の中で、当職（監査委員）は以下のことを確認した。

上水道料金の滞納に関しては、川西町水道料金等滞納整理事務手続要領を作成し、平成24年4月1日から同要領に則って、給水停止等を実施している。

また、平成27年7月1日に債権管理課を設置し、悪質滞納案件に対応するとともに、庁内の税及び料金担当の差押え等の滞納事務の共有化を図るため、関係部署の徴収担当で構成する徴収対策会議を定例で開催している。当該水道事業会計での破産更生債権に係る処理は、水道会計規程上、位置付けられているもので規定に沿って計上されているものである。

以上